

令和7年度第2回 徳島県最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和7年8月28日（木） 午後1時00分～午後2時42分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室 （徳島労働局）
（徳島市徳島町城内6－6）

2 出席者

（公益委員）	稲倉委員 段野委員 米澤委員
（労側委員）	川口委員 三木委員 南 委員
（使側委員）	五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

- （1） 事務局より、令和7年8月28日付け徳島県知事からの要請書（徳島労働局長及び徳島地方最低賃金審議会会長あて）について読み上げられる形で紹介がなされたところ、使側委員から以下の意見が述べられた。

使側

- 要請書文中に募集賃金の下限平均が1,100円程度との記載が認められるが、これは平均値である。最低賃金法は罰則もある強行法規であることを考えると、平均値だけでなくもう少し実態に近いデータの提出を求めたい。
- ※ 事務局より提出可能な資料を検討して提示する旨の回答が行われた。
- （2） 公益委員より、前回までの審議において、現行の時間額980円に、労側は「92円引き上げて、1,072円とすべき」との主張、使側は「35円引き上げて、1,015円とすべき」との主張で、双方の主張に隔たりがあり、継続審議との結論で終了していたことの確認が行われた。
- （3） 公労、公使の順番で二者協議に入る。
- （4） 公労、公使の二者協議の結果、労側は「84円引き上げて、1,064円とすべき」との主張、使側は「CPIの実績及び今後の見込みを基に62円引き上げて、1,042円とすべき」との主張となり、双方に歩み寄りがあったものの、未だ隔たりが認められた。
- （5） 労使の二者協議に入る。
- （6） 労使の二者協議の結果、労側は「連合リビングウェイジより、車保有と車非保有の必要賃金の比率が1.27であることから、目安額63円に1.27を乗じて得られた80円を引上げて、1,060円とすべき」との主張、使側は「目安額どおりの63円引き上げて、1,043円とすべき」との主張となった。

双方に歩み寄りがあったものの、なお隔たりがあることから、本日は各側持ち帰り、次回までに歩み寄りの検討を行うこととなった。

4 次回開催

令和7年8月29日（金）午前9時30分から第3回地賃専門部会を開催することとされた。（徳島地方合同庁舎6階会議室）